



下松労働基準監督署管内の労働災害発生状況

厚生労働省

令和7年4月末現在

年度・程度別	令和7年		令和6年		対前年比	
業種別	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業合計	0	26	0	34	-8	-23.5%
製造業小計	0	9	0	8	1	+12.5%
食料品製造業	0	2	0	0	2	+∞
繊維工業	0	0	0	0	0	±0
衣服その他の繊維業	0	0	0	0	0	±0
木材・木製品製造業	0	1	0	0	1	+∞
家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	±0
パルプ・紙・加工品製造業	0	0	0	0	0	±0
印刷製本業	0	0	0	0	0	±0
化学工業	0	1	0	0	1	+∞
窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	±0
鉄鋼業	0	1	0	3	-2	-66.7%
非鉄金属製造業	0	0	0	1	-1	-100.0%
金属製品製造業	0	1	0	1	0	±0
一般機械器具製造業	0	1	0	2	-1	-50.0%
電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	±0
輸送用機械器具製造業	0	1	0	1	0	±0
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	±0
その他の製造業	0	1	0	0	1	+∞
鉱業小計	0	0	0	0	0	±0
建設業小計	0	4	0	4	0	±0
土木工事業	0	1	0	2	-1	-50.0%
建築工事業	0	1	0	2	-1	-50.0%
木造家屋建築工事業	0	0	0	0	0	±0
その他の建設業	0	2	0	0	2	+∞
運輸交通業小計	0	2	0	5	-3	-60.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	0	0	0	0	0	±0
道路旅客運送業	0	0	0	1	-1	-100.0%
道路貨物運送業	0	1	0	4	-3	-75.0%
その他の運輸交通	0	1	0	0	1	+∞
貨物取扱業小計	0	0	0	1	-1	-100.0%
陸上貨物	0	0	0	1	-1	-100.0%
港湾運送業	0	0	0	0	0	±0
農林業小計	0	0	0	0	0	±0
農業	0	0	0	0	0	±0
林業	0	0	0	0	0	±0
畜産・水産業小計	0	0	0	0	0	±0
第3次産業小計	0	11	0	16	-5	-31.3%
商業小計	0	3	0	8	-5	-62.5%
卸売業	0	1	0	1	0	±0
小売業	0	2	0	7	-5	-71.4%
その他の商業	0	0	0	0	0	±0
金融広告業	0	0	0	0	0	±0
映画・演劇業	0	0	0	0	0	±0
通信業	0	1	0	1	0	±0
教育・研究業	0	0	0	1	-1	-100.0%
保健衛生業小計	0	3	0	5	-2	-40.0%
社会福祉施設	0	1	0	1	0	±0
接客娯楽業	0	1	0	0	1	+∞
清掃・と畜業	0	2	0	1	1	+100.0%
官公署	0	0	0	0	0	±0
その他の事業	0	1	0	0	1	+∞

※1 新型コロナウイルス感染症への罹患を除く。※2 死傷者数は休業4日以上のもの。



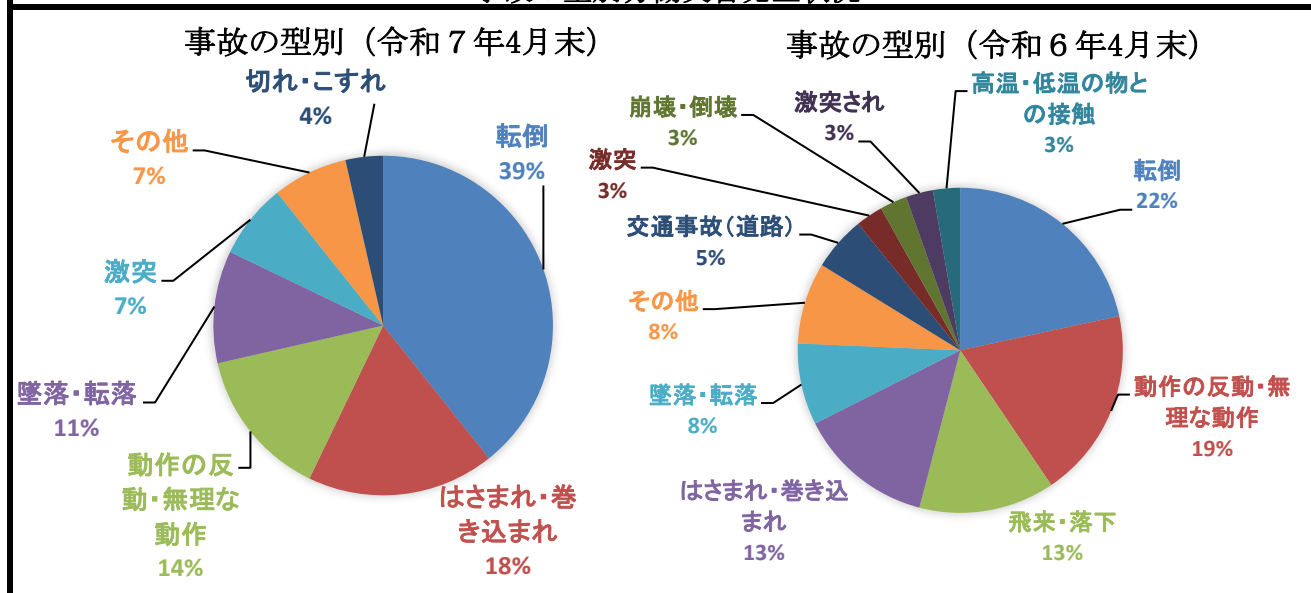
厚生労働省

下松労働基準監督署管内の労働災害発生状況

令和7年4月末現在

年度・程度別		令和7年		令和6年		対前年比	
事故の型別トップ3（速報）		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
1	転倒災害	0	11	0	8	3	+37.5%
2	はさまれ・巻き込まれ	0	5	0	5	0	±0
3	動作の反動・無理な動作	0	4	0	7	-3	-42.9%
（参考）新型コロナウイルス感染		0	2	0	3	-1	-33.3%

事故の型別労働災害発生状況



お知らせ

1 熱中症予防対策の強化について

職場における熱中症対策を強化するため、**令和7年6月1日から**改正労働安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「**体制整備**」、「**手順作成**」及び「**関係者への周知**」が事業者により義務付けられます。主な改正内容は以下のとおりです。

- 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
 - 「熱中症の自覚症状がある作業者」
 - 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」
 がその旨を報告するための**体制（連絡先や担当者）**を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して**周知**すること
- 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - 作業からの離脱
 - 身体のコールド
 - 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や**実施手順**を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して**周知**すること

※ WBGT（暑さ指数）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

[1. 職場における熱中症対策の強化について（パンフレット）](#)

[2. 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）](#)

[3. 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱](#)

[4. 「令和6年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和7年1月7日時点速報値）」](#)

[5. 学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報](#)

[6. 熱中症予防のための情報・資料サイト](#)